

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【33】
2. 日時：令和3年12月8日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、植木主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、服部(靖)安全審査専門職

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部部長（電源建築）他13名※

中部電力株式会社

原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（設計用床応答スペクトルの作成方針）について、令和3年12月3日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【設計用床応答スペクトルの作成方針】

- 各種の設計用床応答スペクトルの条件設定の考え方、適用範囲、運用目的が明確になっていないことから、それらを明確にして説明すること。
- 今後の建物・構築物側の審査において、建屋の剛性等、地震応答解析における不確かさを考慮する項目が増える場合には、設計用床応答スペクトルの作成方針にも反映し、再度説明すること。
- 「設計用床応答スペクトルⅠ以上となる床応答スペクトル」について、どのような場合に当該スペクトルを適用するか、考え方を説明すること。また、「設計用震度Ⅰ以上となる震度」について、どのような場合に当該震度を適用するか、考え方を説明すること。

- 地震応答解析における積雪による不確かさの影響評価において、その影響評価に用いた積雪量等のパラメータを説明すること。
- 設計用床応答スペクトルⅡの作成方法について、2.4項で作成した応答スペクトルの震度に1.5以上の係数を乗じて作成する旨説明しているが、1.5ではなく、1.5以上とする理由について説明した上で、1.5以上とする場合の具体的な作成手法を説明すること。
- 20Hz以上の高振動領域を考慮する場合の設計用床応答スペクトルについて、適用設備、応答解析における高振動数領域の考慮方法を説明すること。
- 地震応答解析における積雪による不確かさの影響評価について、複数の基準地震動 S_s が存在する中、 S_s-D で代表して評価できる理由を説明すること。
- 表2 原子炉建物地震応答解析モデルの固有値解析結果（鉛直方向）について、1次モードを記載していない理由を説明すること。
- 補足説明資料について、剛柔判定を行う基準として固有周期0.05秒を設定することの妥当性の説明と、固有周期0.05秒以下の応答の影響を考慮する設計手法の妥当性の説明とを整理して、再度説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし